

☆成年後見制度利用相談会のご案内☆

【成年後見制度とは・・・】

認知症や精神障害、知的障害などの理由で判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を被ることがないように、家庭裁判所が本人を支援する人（成年後見人等）を選び、本人の権利と財産を守り支援する制度です。

【成年後見人は誰になるの？・・・】

成年後見人には親族のほか、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等の第三者になることも可能です。



こんな時は『射水市成年後見制度利用相談会』をご活用ください。

相談料無料

【日時】 毎月第4水曜日 午後2時～午後4時

【場所】 射水市役所 本庁舎 ※1階 地域福祉課までお越しください。

相談協力員として、実際に後見業務を行っている「成年後見センターリーガルサポート富山県支部」「NPO 法人とやま成年後見人協会」「権利擁護センターぱあとなあ富山」の司法書士・行政書士・社会福祉士が相談に応じます。

ご予約は TEL (0766) 51-6625 (地域福祉課) まで